第 22 期 第 16 回日高海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和5年10月23日(月)15時00分~15時30分

2 開催場所 日高振興局 202会議室

Щ 3 出席委員 大 澤 弘 神 田 勉 湰 幸 佐 藤 勝 中 村 敬 徹 梶 Ш 安 司 白 泰 田 石 智 深 根 英 範 中 Ш 孝 俊 住野谷 張 貴 中 村 弘

4 欠席委員 坂 本 好 則 小 松 伸 美 浦 川 聡

5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸 鉄也 漁業管理係長 松 枝 直 一

主事渡部孝之

 (日高海区漁業調整委員会)
 事務局長佐々木真琴

 主事大谷美夢

6 議事事項

議案第1号 日高海区漁場計画の変更案について(答申)

- 7 報告事項
 - (1) 第22期第11回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
 - (2) 定置漁業権に係る資源管理の状況等報告について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

事務局長 ただいまから、第22期第16回日高海区漁業調整委員会を 開催します。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長

皆さんこんにちは。

開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しいところ当委 員会にご出席いただき、心から感謝申し上げます。

また、日高振興局、岸水産課長をはじめ、担当職員の方々には、公務ご多忙の中ご臨席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、漁業権の一斉切替につきましては、皆様ご承知のとおり、定置漁業権の免許に先行し、先般9月1日には共同漁業権が無事免許されたところでございます。

昨年9月に、北海道から漁業権の切替方針が示されて以降、 例年に無い頻度で委員会を開催してまいりました。

これまでの間、委員の皆様におかれましては、切替小委員会や委員会、公聴会への出席など、慌ただしいスケジュールに御対応いただきましたことに、あらためて感謝を申し上げます。

本日は、残る定置漁業権の免許に向け、漁場計画の最終段階となります原案の内容について、ご審議いただく予定となって

おります。

この答申のあとは、漁場計画が告示され、免許申請を経て、 適格性の審査へと進み、来年2月1日に免許という流れとなっ てございます。

引き続き、委員の皆様に慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。

事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中12名の出席をいただいて おりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により、私から指名させていただきます。

本日の署名委員は住野谷委員と中村義弘委員にお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号日高海区漁場計画の変更案について、事務局から 説明してください。

事務局長

それでは、議案第1号日高海区漁場計画の変更案について、 説明いたします。

資料1-1をご覧願います。

令和5年10月6日付け漁管第1590号、北海道知事から の諮問文になります。

諮問内容につきましては、文中でご覧いただけますとおり、漁業法第64条第8項において準用する同条第4項及び第86条第2項の規定に基づき、日高海区漁場計画(令和5年5月31日北海道告示第10856号)の変更について、諮問があったものであります。

諮問文中、漁場計画の変更ということでございますが、この部分につきまして、若干補足いたします。

法改正前の漁場計画につきましては、定置漁業権、共同漁業権及び区画漁業権などの漁業の種類ごとに、それぞれ漁場計画を樹立しておりました。

法改正後におきましては、海区における海面の総合的な利用を推進する観点から、すべての漁業の種類を含んだ全体計画と して漁場計画を樹立することとされたところでございます。

このため、みなさまご承知のことと思いますが、定置漁業権の免許に先行いたしまして共同漁業権が9月1日に免許されておりますが、この共同漁業権の先行免許にあたりまして、共同漁業権の内容だけを盛り込んだ日高海区漁場計画が、令和5年5月31日付けで既に樹立されておりますので、この樹立済みの日高海区漁場計画に、今般、定置漁業権の内容を追加することなるため、変更となっていることを補足させていただきます。

それでは、諮問のございました定置漁業権に関する漁場計画の内容ですが、2ページ以降に漁場の位置や漁業時期などの漁場計画の内容について、5ページから漁業権に付される条件に

ついて、10ページ以降に漁場の区域などについて、それぞれ 具体に記載されておりますが、これら内容につきましては、前 回、8月の委員会でご審議いただいた上、振興局から道庁へ提 出しました振興局最終案とすべて同じ内容なっておりますので、 個別具体な説明は割愛させていただきまして、漁業権の数の変 動についてのみ、別の資料にて説明いたします。

それでは、資料1-2をご覧願います。

第15次定置漁業権案の概要と記載した、第14次と第15次の漁業権の数を比較した資料になります。

第14次定置漁業権からの変更部分を赤字でお示ししておりますが、資料中頃、浦河郡浦河町地先の荻伏地区で、春定の新規が1件あったほか、既存の秋定から春秋定への変更が1件ありましたので、第14次当初3ヵ統のところ、第15次では1ヵ統増えた4ヵ統になっております。

また、日高郡新ひだか町地先の三石地区で、 第14次期間中の春定の廃統が1件あったほか、既存の春秋定から秋定への変更が1件ありましたので、第14次当初の6ヵ統から、第15次で1ヵ統減少し5ヵ統になっております。

管内の合計といたしましては、資料の最終段に記載のとおり、 第14次当初の総数58ヵ統から、春定、秋定などの内訳も含め増減は無く、第15次も総数58ヵ統となっております。

第15次定置漁業権に関する漁場計画案の内容につきまして は、以上のとおり割愛させていただきまして、引き続き、公聴 会の結果について説明させていただきます。

ただいま説明しました漁場計画案に対する答申にあたりましては、漁業法第64条第5項の規定に基づき、あらかじめ公聴会を開催し、漁業者その他利害関係人から意見を聴取しなければならないことから、先般、10月12日及び13日の2日間、それぞれ午後におきまして、管内各漁協の場所をお借りして公聴会を開催いたしました。

公聴会には、海区委員会からは会長にすべての公聴会に出席いただいたほか、各委員の方々には、地元漁協で開催した公聴会に出席いただいたところでございます。大変お疲れ様でした。

公聴会では、大澤会長の進行により取り進め、日高海区漁場計画案のうち、関係する定置漁業権の内容を抜粋した資料を、 出席者に配付するとともに、その内容を説明し、出席者からの 意見を求めたところでございます。

その結果につきまして、資料1-3にとりまとめておりますのでご覧願います。

表の左端から、開催日時、開催場所、出席者数、出席者の発言内容につきまして、開催した日時の順に記載しておりますが、資料右側、公述内容の欄にご覧いただけますとおり、すべての開催場所において、特に発言や意見はございませんでした。

なお、資料1-4として、関係法令を抜粋しておりますので、 こちらにつきましては、後ほどお目通し願います。

以上で、諮問のあった漁場計画案の内容、公聴会での公述者からの意見につきまして、説明を終わりますので、海区漁場計画案につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いします。

事務局の説明がおわりました。

前回の委員会でご審議いただき、振興局から道庁に提出した、

議長

振興局最終案の内容が、そのまま漁場計画の原案となって、今 回諮問がきております。

また、公聴会では、いずれの地区からも漁場計画案に反対する意見がなかったといった状況でありました。

これらの結果を踏まえ、知事への答申について、審議いたします。

ご意見やご質問がございましたら、発言をお願いします。

委員一同

(「異議なし」の声)

住野谷委員

一点確認があります。

告示番号の10856号は変わらないということですか。

事務局長

告示番号は変わりません。

資料中は定置漁業権の内容しかきさいはございませんが、漁場計画としては、定置漁業の前段に共同漁業権の内容が記載されております。

議長

ほかにございますか。

各委員

ありません。

議長

それでは、知事から諮問のがありました日高海区漁場計画の変更案について異議がない旨、知事に答申してよろしいですか。

各委員

はい。

議長

それでは、そのように決定し、知事に答申することといたします。

報告事項に移ります。北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について、事務局から説明願います。

事務局長

報告事項1、北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果についてご説明いたします。

右肩に報告事項1と記載された資料の1ページ目をご覧願います。

第22期第11回の連合海区委員会が、8月21日に札幌市で開催され、大澤会長と私が出席しております。

会議の内容につきましては、会議次第にありますとおり、議 案事項1件、協議事項が1件となっており、議案事項は承認さ れております。

議事の内容につきまして、管内に大きく影響するものはほぼ ございませんので、概要のみご報告いたします。

まず、議案第1号、北海道沖合海域におけるトドの採捕に係る委員会指示案につきまして、資料3ページ目、資料番号2-1と記載されたページをお願いします。

上の表が、平成21年以降におけるトドによる漁業被害の推移を、振興局ごとにとりまとめた表となります。

表の下から2段目でご覧いただけますが、日高管内を含んだその他管内では、令和元年度以降、被害は報告されていない状況となっております。

下の表にまいりまして、平成元年以降における全道の被害額と、トドの採捕数をまとめたグラフになります。

棒グラフの青色が漁具被害を表した直接被害額で、棒グラフ 黄色が漁獲物の食害や漁具損傷などによる休漁などを表した間 接被害額、赤色の折れ線がトドの採捕数を表しております。

令和4年の被害額は、暫定値で7億8千9百万円、トドの採捕数が、採捕限度枠591頭に対し440頭の採捕となっております。

次に、1枚めくっていただき5ページ目をご覧願います。

連合海区会長あて、水産林務部長からの委員会指示発動に係る要請文になります。

内容につきましては、文中に記載のとおり、水産庁増殖推進部長からの令和5年度トドの採捕可能頭数の通知に基づき591頭を採捕数の最高限度とした指示の発動について要請する文書となっております。

水産庁からの通知などは、次のページ以降に添付しておりますので後ほどご覧願います。

続きまして、資料11ページをご覧願います。

さきほどの水産林務部長からの要請に基づき、トドによる被害防止を図ることなどを目的に、毎年、連合海区で発動している委員会指示案になっております。

内容につきましては、年月日や年度の更新のみとなっておりますので、こちらも後ほどご確認願います。

なお、当該委員会指示につきましては、連合海区開催の翌日、 8月22日付けで施行されていることを申し添えいたします。

資料27ページ目にまいりまして、水産研究、教育機構ほかで行っています令和4年度有害生物事業で得られた、トドの来遊状況についてまとめた資料が添付されてございます。

詳細につきましては、後ほどご確認いただきたいと思いますが、来遊動向の分析結果のみ簡潔にお伝えいたしますと、28ページ目の下段中頃に記載されておりますとおり、漁業者による目視調査、航空機による目視調査ともに、北側に偏った変化が見られているということでございました。

また、その要因としましては、駆除頻度の変化や、ニシンを中心とした餌となる生物の資源量の変化等と考えられるとのことでした。

議案第1号につきましては、以上です。

続きまして、協議事項の令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会総会にむけた要望事項について、概要を説明します。

資料 2 9 ページ、資料番号 3 - 2 と記載された資料ご覧願います。

左側が令和5年度の要望、右側が令和6年度に向けた要望案となっております。

この全漁調連の要望につきましては、全国の海区委員が要望 提案を行い、ブロックごとに要望事項をとりまとめたうえ、全 漁調連に提案し、最終的に全漁調連の総会の議決を経て、関係 省庁に対し要請を行っているものであります。

令和5年度の要請につきましては、本年7月11日に、関係省庁へ要請を行ったとのことでございます。

令和6年度の要望内容につきましては、資料右側に記載がありますが、クロマグロ資源の適正利用について、北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置について、沿岸資源の適正な利用について、裏面にまいりまして、対ロシア漁業における操業機会の確保について、遊漁と漁業の調整等についての5項目があげられております。

要望に至った経緯など、項目ごとの詳細につきましては、次ページ以降に添付しておりますので、後ほどご確認願います。

以上で、報告事項(1)、連合海区の開催結果の説明を終わります。

議長

ただいまの報告に関し、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

議長

それでは、報告事項の2、定置漁業権に係る資源管理の状況報告について、振興局から説明願います。

松枝係長

それでは、報告事項2定置漁業権に係る資源管理の状況等報告につきまして、説明いたします。

右肩に報告事項2と記載している資料をご覧願います。

1ページ目は道からの報告文、2ページはその報告内容、4ページ目に関係法令を抜粋した資料を添付してございますが、関係法令を簡単にご説明させていただきますので、4ページ目をご覧ください。

まず、上段、漁業法第90条第1項におきまして、漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を知事に報告しなければならない。とされており、また、第2項では、その報告を受けた知事は、海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。と規定されております。

また、下段にまいりまして、漁業法施行規則、先ほど申した 農林水産省令に当たりますが、第28条第2項各号において、 漁業権者が知事に行う報告事項が、六項目定められているとと もに、第3項において、知事は、年に1回以上、海区委員会へ 報告することとなっております。

これら法令等に基づき、今般、当海区漁業調整委員会へ報告があったものでございます。

恐れ入りますが、1ページ目の道からの報告文に戻っていただきまして、中頃、今回の報告対象の件数につきましては、令和4年の秋定置と春秋定置の46件でございます。

報告の内容につきましては、1ページめくっていただきまして、えさけ定第1号から、次のページ、門さけ定第6号までの46漁業権、すべてにつきまして、適切に資源管理に取り組まれており、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められる旨、知事の意見となっております。

ただいま、秋定置及び春秋定置46件に係る令和4年度の資源管理の状況報告をいたしましたが、残る春定置11件の資源管理の状況報告につきましては、本年5月23日に開催した当委員会におきまして、11件のすべての春定置につきまして、

適切に資源管理に取り組まれており、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められる旨既に報告しておりますことを補足させていただきます。

報告事項2の説明は以上です。

議長

ただいま、定置漁業権に係る資源管理の状況報告について 説明がありました。 これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

議長

それでは、本日の議題は以上となりますが、その他として皆 さんから何かございませんか。

各委員

ありません。

議長

事務局からは何かありませんか。

事務局長

次回の委員会につきまして、定置漁業権の免許申請に係る適格性ほか、TAC配分に関する諮問が11月下旬から12月上中旬にある予定です。

委員会の開催につきましては、諮問時期を考慮しまして、1 2月15日金又は翌週18日のいずれかで調整していきたいたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。

また、先ほど住野谷委員から質疑のありました告示番号につきまして訂正がございます。

先ほど告示番号は変わらない旨お答えしましたが、他海区の漁場計画変更に係る告示をホームページで確認しましたところ、変更についての告示文として新たに発出されておりますので、告示番号は新たに付されることとなりますので、その旨訂正いたします。

気になるところは、申請に記載する告示番号や総会の諮る際に使用する告示番号がどちらかという点かと思われますが、その点につきましては、北海道庁に確認の上、各漁協にお知らせしますので、宜しくお願い致します。

事務局からは以上です。

中村委員

告示が31日にでるとは聞いていたけど、番号をなるべく早く教えてほしい。

事務局長

わかりました。

議長

ほかにございますか。

各委員

ありません。

議長

それでは、本日の委員会は終了いたします。 みなさま、お疲れ様でした。

≪閉 会≫